

東北町スマート農業関連支援事業補助金内容

別表

分類	補助対象経費	補助金の割合	補助金の限度額	採択基準	その他事項
機械導入事業	GPSガイダンス、GPSガイダンス及び農業用機械に装着する自動操舵システム一式又は農業用機械に装着する自動操舵システム一式の導入経費（自動操舵システム一式が内蔵されている農業用機械本体を購入する場合にあつては、その本体価格と標準型車両本体価格差との差額とする。）	1 / 3	1,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・購入する機械・設備は、購入価格が300,000円以上であること。 ・中古も可能だが、耐用年数が2年以上残存していることを証明する書類を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費は消費税及び地方消費税の額を除いた額とする。 ・補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。 ・町税等に滞納がないこと。
	GPS可変施肥機器、自動制御農薬散布装置又はそれに準じた機能を持つ機械装置				
	産業用マルチローター（農業用ドローン）一式の導入経費 一式には、最低限のバッテリーを含む。発電機等付帯装置は含まない。				
	その他実施要綱の趣旨に沿い町長が認めるもの。				
操縦者育成事業	マルチローターの操縦者育成のための講習（国土交通省航空局の公表する「無人航空機の操縦者に対する講習等を実施する団体」が実施する講習に限る。）に係る経費	1 / 2	100,000円 1経営体につき、2名までに限る。	経営体で従事していることがわかる者。	